

廃用牛の出荷を進めましょう。



もし、新たに**BSE**(牛海綿状脳症)に感染した牛が**確認**されても、いろいろな支援策が用意されていますので、牛の適切な更新のために**廃用牛の出荷**を進め、**経営の安定**を図ってください。

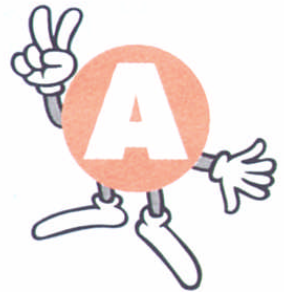


BSEに感染した牛が確認されたら、口蹄疫のように同居牛は全部処分されるのですか？

全部ではありません。

1才までに同じ餌を食べた同居牛などが疑似患畜として焼却処分されます。

これは、OIE(国際獣疫事務局)基準に基づいて行われるもので、感染牛を発見しわが国の清浄化を図るために不可欠な措置です。また、消費者の不安解消のためにも大切なことと考えられます。



BSEの疑似患畜とは？

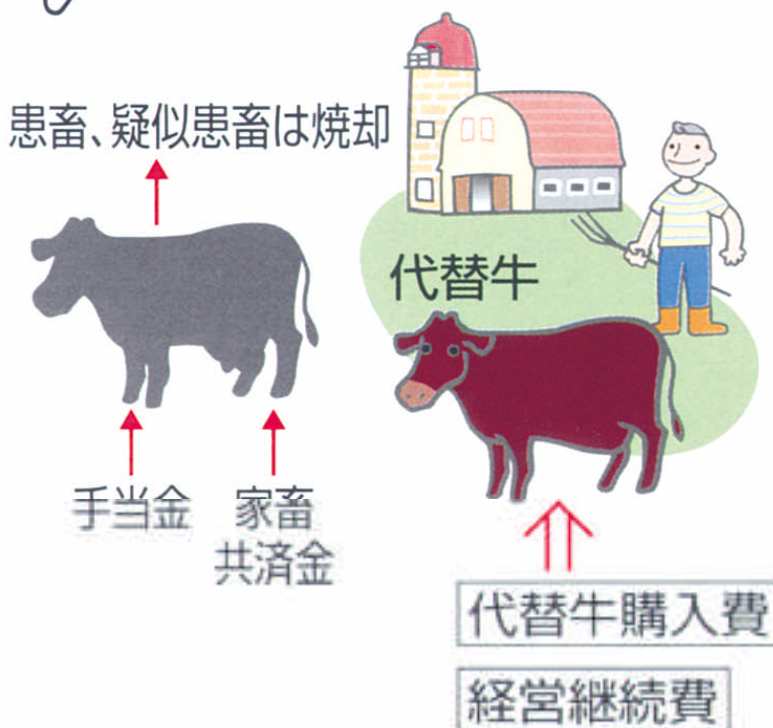
疑似患畜とは、患畜である疑いのある家畜のこと。BSEの場合は、異常プリオンを食することにより牛が感染することから共通の餌に注目し、OIE(国際獣疫事務局)の基準で次のように決められています。

- ①1才までに患畜と同居し同じ飼料を給与された牛
- ②患畜の生年月日の前後12ヶ月以内に生まれ同じ飼料を給与された牛
- ③患畜の発病前2年以降の産子



BSEに感染した牛が確認されても経営は再建できますか？

安心してください。国では、各種対策を講じています。



	支払額
家畜伝染病予防法に基づく手当金	疑似患畜:評価額の4/5 ※血統、能力等により評価(肉価格ではない)
家畜共済金	疑似患畜:共済加入時の評価額と上記手当金の差額 患畜:共済加入時の評価額に補償割合を乗じた額
酪農互助システム	代替牛購入費 50万円/頭(時価) 経営継続費 10万円/頭

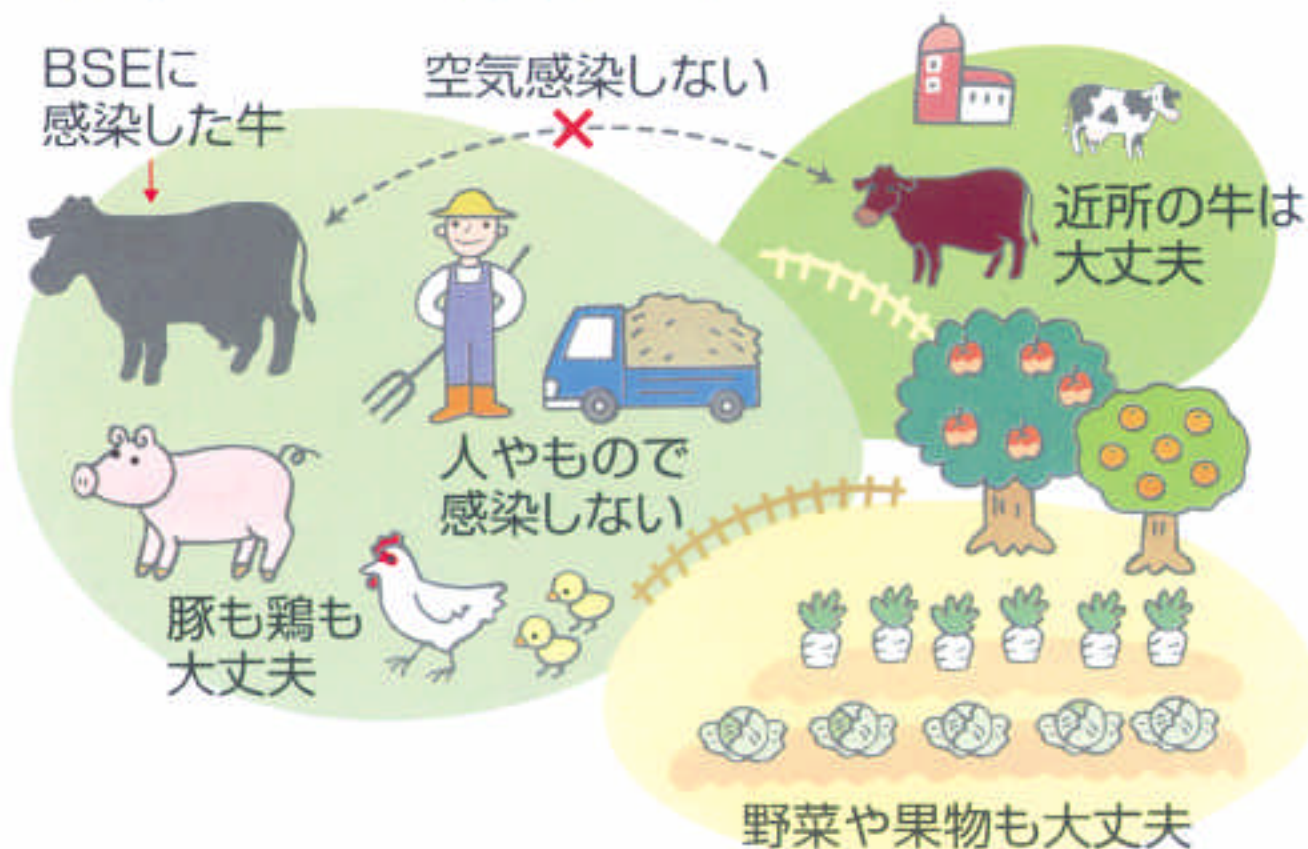


BSEに感染した牛が飼われていた地域の野菜などの農産物はどうなるのですか？

何の影響もありません。

BSEは普通の伝染病とは違って、人や動物、ものとの接触によってうつる病気ではありません。

ですから、もしBSEに感染した牛が見つかったとしても、一昨年わが国で92年ぶりに発生した口蹄疫のように人や物資の行き来が禁止されることはなく、その牛が飼われていた地域で生産される食肉、牛乳、野菜、果物、米、麦などが出荷制限されることもありません。



BSEに感染した牛が確認された場合、問い合わせなどへの対応はどうしたらいいですか？

農家の方の心理的負担を軽減するため、問い合わせなどへの対応の窓口を農協へ一元化するなどの取組が行われています。地元市町村や農協等と十分相談し対応してください。



昨年10月以降、肉骨粉の給与禁止などが徹底されていますので、日本の牛が新たにBSE（牛海綿状脳症）に感染することはありませんが、それまでに感染してしまった牛はいるかもしれません。

今、大切なことは、BSEの清浄化に向けて、わが国にまだBSEに感染した牛がいるかどうかを明らかにすることです。もし、新たにBSEに感染した牛が確認されても、各種の経営再建支援策が用意されています。

なお、BSEは、野菜などの農産物に影響を与えることはありません。

